「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言(第2次)」の構成(案)

< 第1次提言時に整理した検討項目>

(平成 19年 10月~)

検討項目1 コミュニティと行政の共働のあり方

- [1-1] コミュニティと行政の関係
- [1-2] 市からコミュニティへの提案・依頼のあり方
- [1-3] コミュニティと行政の合意形成の方法
- [14] 行政の「縦割り」解消のための方策

〔検討項目2 コミュニティへの財政的支援のあり方〕

検討項目3 コミュニティ活動の環境づくり

- [3-1] 住民の自治意識を醸成するための方策!
- [3-2] 人材の育成・確保に向けた方策
- [3-3] コミュニティ活動の場を確保するための方策
- [3 4] コミュニティ活動の支援のあり方

< 取り組みの方向(案)>

(平成20年5月)

- 上(1) 市とコミュニティ双方の意識の改革
- (2)市からコミュニティへの依頼事項の整理・削減
- (3) コミュニティが活動しやすい施策・体制への転換 コミュニティ(校区)を起点とした施策の推進
 - ・市の施策のあり方の見直し
 - ・区レベルの各種団体のあり方の見直し

「コミュニティの総合窓口」としての地域支 援部の機能強化

「検討項目 2 については、平成 19 年度に提言を行[™] 、い、市において平成 20 年度から施策に反映

- (1) 「自治」や「コミュニティ活動」を住民に身近 なものにするための広報の実施
- (2) 住民にとって魅力的な自治会・町内会、自治協議会づくり
- (3) 住民の自治会・町内会加入の促進
- (4) コミュニティ活動を担う人材の確保
- (1) 地域支援部による支援の強化
- : (2) 校区における自治協議会と公民館の連携強化
- (3) 校区間の交流・情報共有の促進

< 第2次提言の構成(案)>

はじめに

第1 提言の趣旨

- 1 検討の趣旨
- 2 検討の経過
- 3 検討項目及び第2次提言の内容

第2 目指す姿と取り組みの方向

第3 コミュニティと市の共働に向けた取り組み

- 1 コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立
 - (1) 市とコミュニティ双方の意識の改革
 - (2) 市からコミュニティへの依頼事項の整理・削減
 - 2 コミュニティの基本単位である校区重視の施策の推進
 - (1) コミュニティに関する施策のあり方の見直し
 - (2) 区レベルの各種団体のあり方の見直し
 - 3 地域支援部の充実・強化
 - (1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実
 - (2) コミュニティ活動支援の強化

第4 コミュニティの自治の確立に向けた方策

- 1 住民の自治意識の醸成
 - (1) 「自治」や「コミュニティ活動」を住民に身近なものにするための広報の実施
- 2 自治の基盤づくり
 - (1) 魅力的な自治協議会、自治会・町内会づくり
 - (2) 自治会・町内会加入の促進
 - (3) コミュニティ活動を担う人材の確保